令和７年４月　中央区

妊婦のための支援給付 FAQ

１　制度全般

Ｑ１　妊婦のための支援給付とは何ですか。

Ａ　妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に新たに創設された事業です。

中央区では、妊婦さんの産前産後期間における経済的負担等を軽減するため、妊娠時と出産後の２回、妊婦支援給付金を支給します。

（支給金額については、Ｑ４をご覧ください。）

Ｑ２　「出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）」との違いは何ですか。

Ａ　妊婦のための支援給付は、令和５年度から中央区で支給してきた**出産・子育て応援給付金**（以下「**出産・子育て応援ギフト**」といいます。）に代わって妊婦支援給付金の支給を行う事業です。

妊娠時と出産後の２回に分けて、経済的支援を行うというのは同じですが、以下のとおり違いがあります。

（１）　Ｗｅｂギフトカードから、現金（口座振込）に変わります。

（２）　妊婦支援給付金を支給できるのは、法律上妊婦及び産婦のみとなります。（**配偶者や他の世帯員、里親等その他の養育者による給付金の申請及び妊婦支援給付金の支給はできません。**）

（３）　妊娠に着目した給付であるため、流産や死産、人工妊娠中絶をされた方も、（妊娠をされていたことが確認できれば）申請により２回の支給の対象になります。

Ｑ３　「妊婦のための支援給付」と「妊婦支援給付金」の違いは何ですか。

Ａ　「妊婦のための支援給付」は事業の名称です。「妊婦のための支援給付」の事業により支給する給付金（現金）のことを「妊婦支援給付金」と呼称しています。

Ｑ４　給付金額はいくらですか。

Ａ　それぞれ以下のとおりとなります。

- １回目の支給（妊娠時）…５万円
- ２回目の支給（出産後）…妊娠されていたお子様１人につき５万円

※　たとえば、双子を出産された場合は、１回目の支給で５万円、２回目の支給で 10 万円（お子様２人×10 万円）を支給します。

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

Ｑ５　支給を受ける条件はありますか。

Ａ　中央区に住民票の登録がある方で、**医療機関により「妊娠の確認」を受け、令和７年４月１日以降に妊婦である（令和７年４月１日以降に出産される（された））方**が支給の対象です。

また、１回目の支給と２回目の支給とでそれぞれ次の要件があります。

・　１回目の支給

妊娠届出をされた後、妊娠届出時の面談（以下「妊婦面談」といいます。）を原則受けていること。

・　２回目の支給

出生届を提出し、出生後の面談（以下「新生児訪問」といいます。）を原則受けていること。

※　「妊娠の確認」とは、**医療機関において胎児の心音が確認された**ことを指します。（妊娠検査薬の陽性判定のみでは妊娠の確認を受けたことにはなりません。）

Ｑ６　所得制限はありますか。

Ａ　ありません。

Ｑ７　外国籍ですが、支給の対象になりますか。

Ａ　国籍に関係なく、Ｑ５にて示した要件を満たしていれば支給の対象となります。

Ｑ８　流産をしたのですが、支給の対象になりますか。

Ａ　流産、死産、人工妊娠中絶をされた方も、医療機関等において妊娠をしていた事実が確認されていれば、１回目の支給・２回目の支給両方とも受けることができます。保健所から案内通知を送付いたしますのでご連絡ください。（母子健康手帳を確認させていただく場合があります。）

ただし、母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶をされた場合は、流産等の前に医師の心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の掲示が必要となります。

※　流産等につきましては、以下の URL から、こども家庭庁が作成したチラシをご確認ください。

・　給付金と相談窓口のご案内（流産・死産等）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/b5048329/20250325_policies_shussan-kosodate_54.pdf

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

２　申請方法

Ｑ９　申請はどのように行えば良いですか。

Ａ　１回目の支給を受けるには「**妊婦給付認定申請**」を、２回目の支給を受けるには「**胎児の数の届出申請**」をしていただく必要があります。どちらも、インターネット上の専用申請サイトから行っていただきます。

妊婦面談及び新生児訪問の際に、**事業案内通知兼給付金電子申請案内**（以下「**案内通知**」といいます。）をお渡しします。本事業の説明及び専用申請サイトへアクセスする二次元コードや URL を記載していますので、案内通知を受け取りましたら専用申請サイトにアクセスし、ご申請ください。

※　妊娠に疑義があった場合は、申請時に記載された医療機関に照会をする場合があります。（**虚偽の申請をされていた場合は、申請を却下します。**）

Ｑ10　申請に必要な書類はありますか。

Ａ　振込先口座の情報が分かるキャッシュカードや通帳の写真を申請サイトにアップロードしていただく必要があります。振込先口座の情報がはっきり写っているか確認したうえでアップロードいただくようお願いいたします。

※　ネット銀行等、キャッシュカードや通帳をお持ちでない金融機関の口座を振込先口座に指定する場合は、振込先口座の情報が分かるスマートフォン等のスクリーンショットや、振込先口座の情報が分かる画面が表示されたスマートフォン・パソコンを映した写真でも構いません。

Ｑ11　インターネット上の申請サイトから申請することができません。

Ａ　インターネットに接続できる環境がない場合は、中央区保健所から紙の申請書を郵送しますので、ご連絡ください。振込先口座の情報が分かるキャッシュカードや通帳の写しを同封のうえ、ご提出ください。なお、上記のような特別な事情でない限りは専用申請サイトからご申請いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

Q12　申請後の流れを教えてください。

Ａ　各申請を頂いた後、審査を行います。審査後の流れにつきましては、１回目の支給と２回目の支給とでそれぞれ次のとおりとなります。

・　１回目の支給

審査の結果承認となった場合は、**妊婦給付認定**を行うとともに、**妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書**（以下「認定通知兼支払通知」といいます。）を住民票登録住所へ送付します。

認定通知兼支払通知には、妊婦給付認定申請を承認したこと、及び妊婦支援給付金の振込時期等が記載されています。「妊婦給付認定」とは、認定通知書兼支払通知書を送付することで、中央区が妊婦給付認定をしたこととなります。

・　２回目の支給

審査の結果承認となった場合は、**妊婦支援給付金支払通知書**（以下「支払通知」といいます。）を住民票登録地へ送付します。

※　上記の各通知は、圧着式のはがきで送付します。
里帰り先に滞在している等の理由で、はがきの送付先を住民票登録住所以外へ希望する場合は、電子申請の際に送付先住所を入力してください。
なお、送付先を入力される場合は、必ず「方書き」を入れてください。

※　電子申請をされてから妊婦支援給付金が振り込まれるまで、２か月から３か月を要します。

Q13　申請の期限はありますか。

Ａ　１回目の支給と２回目の支給とで、それぞれ以下の日が期限となります。

・　１回目の支給
胎児の心拍を医療機関が確認し、**妊娠が確定した日から２年**を経過した日

・　２回目の支給
出産予定日の８週間前の日から２年を経過した日

Q14　妊婦面談をオンラインで受けましたが、妊婦給付認定申請（１回目の支給の申請）はどうすれば良いですか。

Ａ　後日、中央区保健所から案内通知を郵送いたします。案内通知がお手元に届き次第ご申請ください。

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

Q15　新生児訪問を里帰り先の自治体で受けましたが、胎児の数の届出申請（２回目の支給の申請）はどうすればよいか。

Ａ　新生児訪問を里帰り先自治体で受けましたら、**必ず健康推進課（電話番号：03-3541-5930）にご連絡いただき、新生児訪問を受けた日と自治体名（里帰り先の自治体名）をお伝えください。**ご連絡をいただいた後、中央区保健所から案内通知を郵送します。案内通知がお手元に届き次第、ご申請ください。

Q16　振込先口座は、妊婦・産婦本人以外の名義の口座でも良いですか。

Ａ　妊婦支援給付金は、法律上「**妊婦本人に支給をするもの**」となっているため、**必ず**妊婦（産婦）ご本人の名義の口座を指定してください。**配偶者や他の世帯員、その他妊婦（産婦）ご本人以外の名義の口座にはお振込みができません。**

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

３　経過措置

Q17　令和７年３月 31 日以前に出産しました。この場合は妊婦のための支援給付の対象となりますか。

Ａ　妊婦のための支援給付は、令和７年４月１日以降に妊婦である方が対象となります。令和７年３月 31 日までに出産している方は、令和７年４月１日時点で妊婦でないため、妊婦のための支援給付の対象とはならず、**出産・子育て応援ギフト**の対象となります。

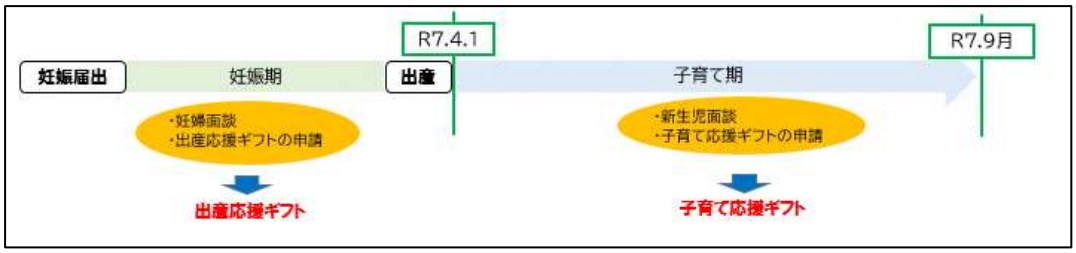

Q18　出産応援ギフトをすでに受け取りました。令和７年４月１日以降に出産する場合、出産後の経済的支援は妊婦支援給付金（２回目の支給）と子育て応援ギフトのどちらになりますか。

Ａ　令和７年４月１日時点で妊婦であるため、出産時の経済的支援は妊婦支援給付金（２回目の支給）となります。

※　この場合、胎児の数の届出申請と同時に妊婦給付認定申請を行っていただく必要があります。（妊婦給付認定を行っていないため。）申請サイトの案内に従ってご申請ください。ご申請後は、２回目の支給による妊婦支援給付金の支給に加え、認定通知兼支払通知を送付いたします。（１回目の妊婦支援給付金は支給しません。）

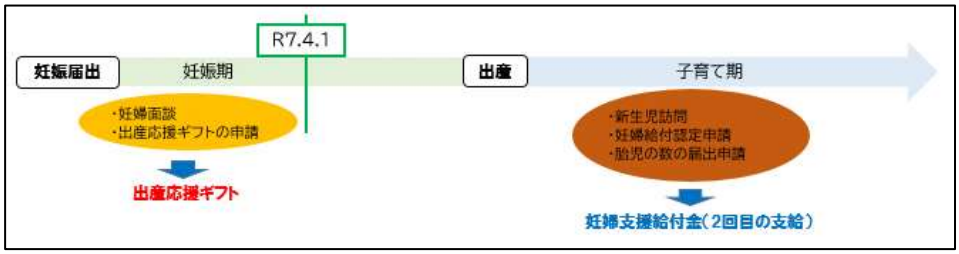

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

４　転出、転入関係

Q19　前自治体で妊娠後、中央区に転入しました。妊婦支援給付金は中央区から支給されますか。

Ａ　妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出申請の提出を受けた自治体が、転出及び転入にかかわらず支給をすることになります。

前自治体に妊婦給付認定申請又は胎児の数の届出申請を提出されている場合は、中央区へ転入した後であっても、前自治体から支給を受けてください。各申請を前自治体に提出していない場合は、中央区から支給を行います。

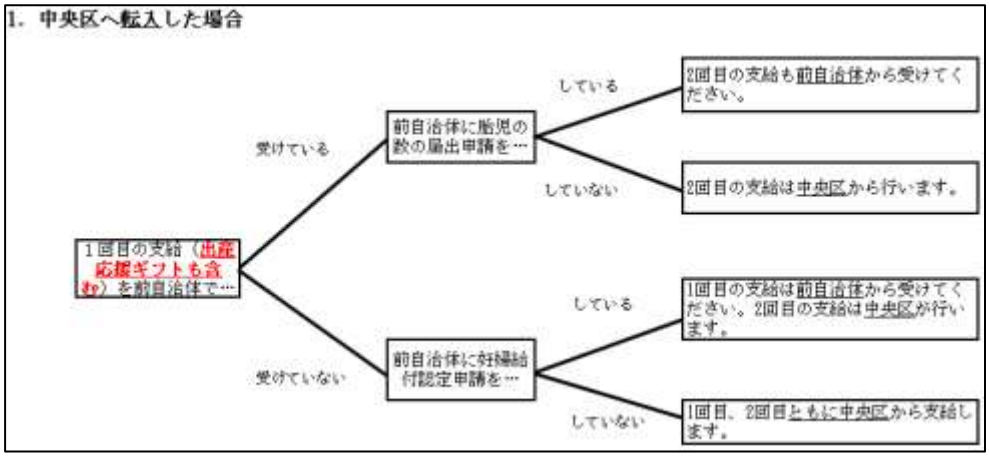

Q20　中央区で妊娠をしていますが、転出する予定です。妊婦支援給付金は中央区から支給されますか。

Ａ　妊婦給付認定申請又は胎児の数の届出申請を中央区に提出されている場合は、転出後であっても中央区から支給を行います。各申請を中央区に提出されていない場合は、転出先自治体から支給を受けてください。

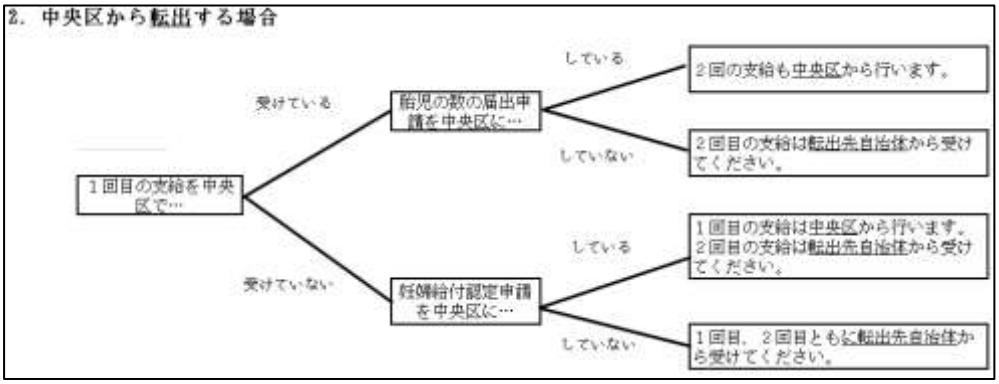

※　申請内容に不備があり、再申請や不備の修正を求めている間に中央区から転出した場合は、中央区が申請を受理したことにはなりません。

※　中央区から他自治体へ転出する場合は、中央区で行った妊婦給付認定は自動的に取り消されます。（取消にあたり、手続きは不要です。）

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０

５　その他

Q21　妊婦面談及び新生児訪問は希望しませんが、妊婦支援給付金の支給を受けたい。

Ａ　妊婦面談及び新生児訪問については、助産師等が面談を通して出産や育児の見通しを一緒に確認したり、区で実施している子育て支援サービスを紹介するという観点からも、原則は受けていただきたいと思います。

やむを得ない理由（長期のご入院等）により、妊婦面談及び新生児訪問を受けていただくことがどうしても難しい場合は、中央区保健所にご相談ください。（後日、管轄保健センターから体調確認等のために、連絡をさせていただく場合があります。）

Q22　令和５年度、令和６年度に出産後支給されていた「子育て応援ギフト」は 10 万円分のギフトカードでした。妊婦のための支援給付の「２回目の支給」に相当すると思いますが、支給額が減ってしまったのですか。

Ａ　子育て応援ギフトは、中央区からのギフト（５万円分）と東京都からのギフト（赤ちゃんファースト　５万円分）を併せて、10 万円分のＷｅｂギフトカードを支給していましたが、中央区の妊婦支援給付金は口座振り込みのため、東京都のギフトカードとは別の支給となります。

なお、東京都の赤ちゃんファーストは、別途申請が必要です。東京都のホームページを必ずご確認ください。

・　東京都出産・子育て応援事業～赤ちゃんファースト～
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen

二次元コードの読み込みでも、ページを開くことができます。

【問い合わせ先】
福祉保健部健康推進課
電話番号：０３－３５４１－５９３０